

【対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

旧	新
<p>第 1 条 ～ 第 11 条の 2 (略)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 11 条の 2 (同左)</p>
<p>(過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。))</p> <p>第 12 条 協会員が、個々の資金需要者等の借入れ状況及び収支状況、所得証明書類の取得等に基づき返済能力の調査に係る基準を設けることは、多重債務問題への対応と貸金業界の社会的信頼を確保する重要な行為のひとつである。協会員は、資金需要者等への適切な貸付けを実施するにあたり、法令、監督指針及び自主規制基本規則第 2 章第 6 節を踏まえた客観的かつ具体的な社内規則等を定めることにより、社内態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) 返済能力等の調査方法及び貸付審査基準(過剰貸付けに該当した場合の取り扱い、貸付限度額管理の基準等を含む)</p> <p>(2) 個人向け貸付けを実施する場合における指定信用情報機関等を利用した途上貸付審査態勢</p> <p>(3) 個人事業者向け貸付けを実施するにあたっての貸付審査基準(「事業計画書」、「収支計画書」及び「資金計画書」(例えば、別紙「借入計画書」に定める様式)の要素を踏まえた貸付審査基準を含む。)及び態勢</p> <p>(4) 法人向け貸付けを実施するにあたっての貸付審査基準及び態勢</p> <p>(5) 保証人を徴求する貸付けにおいて、法第 16 条の 2 に基づく書面を契約締結日の前日迄に交付するための社内態勢</p> <p>(6) 保証業者を付した貸付けの契約にあたり、保証業者の保証履行能力を資金需要者等に示すための社内態勢</p> <p>(7) 中小企業・小規模事業者等との貸付けにおいて、「経営者保証ガイドラ</p>	<p>(過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。))</p> <p>第 12 条 協会員が、個々の資金需要者等の借入れ状況及び収支状況、所得証明書類の取得等に基づき返済能力の調査に係る基準を設けることは、多重債務問題への対応と貸金業界の社会的信頼を確保する重要な行為のひとつである。協会員は、資金需要者等への適切な貸付けを実施するにあたり、法令、監督指針及び自主規制基本規則第 2 章第 6 節を踏まえた客観的かつ具体的な社内規則等を定めることにより、社内態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) 返済能力等の調査方法及び貸付審査基準(過剰貸付けに該当した場合の取り扱い、貸付限度額管理の基準等を含む)</p> <p>(2) 個人向け貸付けを実施する場合における指定信用情報機関等を利用した途上貸付審査態勢</p> <p>(3) 個人事業者向け貸付けを実施するにあたっての貸付審査基準(「事業計画書」、「収支計画書」及び「資金計画書」(例えば、別紙「借入計画書」に定める様式)の要素を踏まえた貸付審査基準を含む。)及び態勢</p> <p>(4) 法人向け貸付けを実施するにあたっての貸付審査基準及び態勢</p> <p>(5) 保証人を徴求する貸付けにおいて、法第 16 条の 2 に基づく書面を契約締結日の前日迄に交付するための社内態勢</p> <p>(6) 保証業者を付した貸付けの契約にあたり、保証業者の保証履行能力を資金需要者等に示すための社内態勢</p> <p>(7) 中小企業・小規模事業者等との貸付けにおいて、「経営者保証ガイドラ</p>

【対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

旧	新
<p>イン」に基づく適切な保証金額の設定を行う態勢</p> <p>(8) 個人信用情報の提供等を適切に行うための社内態勢（個人信用情報の目的外利用に関する社内態勢を含む。）</p> <p>(9) 過剰貸付けの防止に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(10) 過剰貸付け防止が適切に行われているかどうかの検証方法</p> <p>(新設)</p>	<p>イン」に基づく適切な保証金額の設定を行う態勢</p> <p>(8) 個人信用情報の提供等を適切に行うための社内態勢（個人信用情報の目的外利用に関する社内態勢を含む。）</p> <p>(9) 過剰貸付けの防止に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(10) 過剰貸付け防止が適切に行われているかどうかの検証方法</p> <p><u>(11) 障害者への対応に当たって、資金需要者等の保護及び利用者利便の観点と合わせ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」及び「障害者差別解消対応指針」に則り適切な対応を行うとともに、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなどの社内態勢</u></p>
<p>第 13 条 ～ 第 19 条 （略）</p>	<p>第 13 条 ～ 第 19 条 （同左）</p>
<p>附 則 （平成19. 12. 19）～（平28. 10. 1） （略）</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 （平成19. 12. 19）～（平28. 10. 1） （同左）</p> <p><u>附 則（平28. 12. 1）</u></p> <p><u>この改正は、平成28年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>（注）改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第12条を改正。</u></p>